

# ○常総衛生組合の経費の負担金について関係市の負担 割合を定める条例

〔 昭和50年8月5日  
常総衛生組合条例第3号 〕

改正 昭和54年12月3日 組合条例第12号 昭和56年1月10日 組合条例第7号  
昭和60年3月4日 組合条例第1号 令和5年2月3日 組合条例第7号

(この条例の目的)

第1条 常総衛生組合の経費の負担金については、常総衛生組合同規約（昭和37年4月20日茨城県知事許可）第11条第2項の規定に基づき、関係市の負担金の割合を定めることを目的とする。

(負担金の算出)

第2条 負担金は、次の各号に定める方法により算出する。

- (1) 議会費及び総務費における負担金は、当該歳出予算額を均等割合で除した額とする。
- (2) 衛生費及び予備費における負担金は、当該歳出予算額から歳入予算額（分担金及び負担金を除く。）を除いた額を前々年度のし尿及び浄化槽汚泥処理量実績割合で除した額とする。
- (3) 前2号における負担金の合計額をもって関係市の負担金とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に存する負担割合は、従前の例による。

附 則（昭和54年組合条例第12号）

この条例は、昭和55年度予算から施行する。

附 則（昭和56年組合条例第7号）

この条例は、昭和56年度から施行する。

附 則（昭和60年組合条例第1号）

この条例は、昭和60年度から施行する。

附 則（令和5年組合条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。